

意見書案第 3 号

特別市の法制化反対を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

提出者	海老名市議会議員	森 下 賢 人
賛成者	同	藤枝 ふみひこ
同	同	星 伸 一

特別市の法制化反対を求める意見書

人口減少に伴う人材不足が深刻さを増す中、将来にわたって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、現在、国の地方制度調査会では、国・都道府県・市町村の役割分担や、大都市地域における行政体制の在り方について議論が進められている。

これまで地方分権改革が進められる中で、地方自治体、とりわけ我々基礎自治体には多くの権限が移譲されてきた。しかし、人口減少が急速に進む今、このままでは市町村の事務そのものが立ち行かなくなるおそれも生じており、持続可能な地方行政体制をいかに築いていくかが喫緊の課題となっている。

こうした中、横浜市、川崎市及び相模原市の県内3指定都市は、県から実質的に独立し、市域内における県の権限と税財源を併せ持つ「特別市」の法制化を目指している。しかし、この制度は地域を分断し、東京一極集中と同様の構図を県内に生み出すおそれがある。

例えば財政面では、特別市に税財源が集中する一方で、県は財源不足に陥り、県単独補助金をはじめとする様々な市町村に対する支援が縮小し、又は廃止される可能性がある。そうなれば、結果として市民への行政サービスの水準低下を招くとともに、本市の行財政運営にも大きな支障を来しかねない。

また、大規模災害時の支援や、警察による広域犯罪への対処等、県が担う広域的な調整機能が損なわれれば、市民の安心で安全な暮らしにも多大な影響が及ぶこととなる。

さらに、本市においては、これまで県及び県央地域として一体的に進められてきた広域的な道路網の整備、相模川流域の防災対策及び医療、教育等の連携が分断され、本市はその影響を直接受けることになる。加えて、各種医療費助成や私立学校への補助等、本市の市民が現に受けている支援が縮小されるおそれがある。こうした懸念から、本市の市長も本年5月、県内16市の市長とともに特別市の法制化に反対する要望書を県知事に提出したところであり、指定都市を除く県内全ての市町村が反対の立

場で一致している。

本市としても、大都市制度の見直しを含め、我が国の統治機構の在り方を議論すること自体を否定するものではない。しかしながら、特別市制度は、市町村の行財政運営や県の広域調整機能の面で、極めて大きな課題と懸念を抱えている。市民を代表する我々海老名市議会としても、市民生活に極めて大きな影響を及ぼす特別市の法制化は容認できるものではない。

よって、海老名市議会は、特別市の法制化に強く反対するものであり、国会、政府及び神奈川県に対し、特別市の法制化をしないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

海老名市議会議長

永 井 浩 介